

令和4年度 定例監査実施結果

第1 令和4年度定例監査実施結果 [下期分]

1 監査実施機関数

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
感染症対策センター				0
知事政策局		2		2
スポーツ振興局				0
県民生活部		6		6
男女共同参画・共生社会推進統括官				0
リニア未来創造局		1		1
総務部		2		2
防災局		1		1
福祉保健部		11		11
子育て支援局		6		6
林政部		1		1
環境・エネルギー部		1		1
産業労働部		6		6
観光文化部		5	1	6
農政部		10		10
県土整備部		5		5
出納局				0
企業局				0
教育委員会		47		47
議会事務局				0
行政委員会				0
警察本部		12		12
合計	0	116	1	117

2 監査対象期間

前回監査対象期間の翌月から今回監査実施日前3か月までの間

3 監査の実施期間

令和4年9月15日～令和5年1月26日

4 監査の方法

定例監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿、証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項(以下「重点事項」という。)を定めて監査を実施しており、今年度は「毒物及び劇物の管理は、適切に行われているか。」を重点事項とし、行政監査と併せて実施した。

5 監査結果処理区分

定例監査結果は、次のとおり区分した。

区 分	摘 要
指摘事項	法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
指導事項	指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
注意事項	不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

6 処理方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。

また、監査対象機関等に対しては、文書で通知のうえ処理状況の回答を求め、その回答内容についても公表する。

注意事項については、監査対象機関等に文書で通知する。

7 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般について、概ね適正に処理されていたが、一部において改善を要する事項が認められた。

監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項とした区分の集計は、下表のとおりである。

令和4年度下期 A

区 分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		1		1					4	1	7
指導事項		19	5	44	3	6	7		5		89
注意事項		2		4	3		11		30		50
合 計	0	22	5	49	6	6	18	0	39	1	146

令和3年度下期 B

区 分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		2		1		1	1				5
指導事項		24	5	21	2	7	12		25		96
注意事項		1	7	4	1	1	17				31
合 計	0	27	12	26	3	9	30	0	25	0	132

令和4年度下期と令和3年度下期との対比 A-B

区 分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		▲ 1				▲ 1	▲ 1		4	1	2
指導事項		▲ 5		23	1	▲ 1	▲ 5		▲ 20		▲ 7
注意事項		1	▲ 7		2	▲ 1	▲ 6		30		19
合 計	0	▲ 5	▲ 7	23	3	▲ 3	▲ 12	0	14	1	14

機関ごとの監査結果は、次のとおりである。

監査対象機関	知事政策局 東京事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月8日、令和5年1月12日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 1件（給与1） 1) 児童手当の支給事由が消滅したものと確認し、職権に基づき手当の支給を終了しているが、児童手当事務取扱要領第10条に定める支給事由消滅通知書の作成及び受給者への交付が行われていなかった。また、台帳への消滅事由及び消滅年月日の記入がされていなかった。 (注意事項) なし</p>	

監査対象機関	知事政策局 大阪事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月25日、令和5年1月19日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 2件（給与2） 1) 週休日の振替において、振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されていた。 2) 夜間勤務手当が支給されていなかった。 (注意事項) なし</p>	

監査対象機関	県民生活部 中北地域県民センター
監査対象期間	令和3年7月～令和4年6月
監査実施日	令和4年9月28日、10月26日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 1件（収入1） 1) 行政文書の写しの交付に係る現金収納事務において、次のとおり不備があった。 ①現金出納簿は財務規則第44条第5項の規定により現金領収月計表を付して月別に編集しなければならないとされているが、現金領収月計表が作成されていなかった。 ②現金領収簿の書損の用紙は、簿冊のその箇所に残しておかなければならないとされているが、4枚複写のうち、現金領収書原符以外の3枚について、簿冊に残されていないものがあった。 (注意事項) 1件（収入1）</p>	

監査対象機関	県民生活部 峡東地域県民センター
監査対象期間	令和3年7月～令和4年6月
監査実施日	令和4年9月16日、10月26日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 2件（給与2） 1) 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。 ①同一週内に振替ができなかったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた勤務があったとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100（月の勤務時間が60時間を超えた部分については50/100）の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していた</p>	

が、当該週に別の週の週休日を振り替えたことにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、時間外勤務手当が誤って支給されているものがあつた。

②同一週内に振替ができなかったが、当該週に祝日があつたため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えていないとしていたが、当該祝日を別の週に代休日を指定し勤務したことにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えており、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給すべきところ、支給されていないものがあつた。

③月60時間超の時間外勤務に係る実績の集計において、週38時間45分を超えた部分の勤務実績を誤ったまま計算したため、支給割合の区分を誤り、時間外勤務手当が過大・過少に支給されているものがあつた。

④人事給与システムへの入力に誤りがあり、時間外勤務手当が過少に支給されているものがあつた。

2) 現金支給に係る職員の給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延しているものがあつた。

(注意事項) なし

監査対象機関	県民生活部 峡南地域県民センター
監査対象期間	令和3年7月～令和4年6月
監査実施日	令和4年9月15日、9月21日、10月26日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件 (給与2)</p> <p>1) 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があつた。</p> <p>①やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあつた。</p> <p>②同一週内に振替ができなかったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた勤務があつたとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に祝日があつたため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、時間外勤務手当が誤って支給されているものがあつた。</p> <p>③振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されていた。</p> <p>2) 2日にまたがる週休日の勤務において、週休日の振替に不適切な処理があつたことにより、当該勤務に係る時間外勤務手当及び夜間勤務手当が支給されていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	県民生活部 富士・東部地域県民センター
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月22日、令和5年1月26日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 4件 (収入1、給与1、契約2)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>富士・東部林務環境事務所非常勤嘱託職員報酬に係る返納金 過年度分 先数 1件 132,446円</p> <p>2) 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があつた。</p> <p>①やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時</p>	

間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあつた。

②同一週内に振替ができなかつたため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた勤務があつたとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に祝日があつたため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、時間外勤務手当が誤って支給されているものがあつた。

3) 燃料地下タンク及び地下埋設配管の漏洩検査点検業務委託契約書において、次のとおり不備があつた。

①契約書第1条に定める仕様書が添付されていなかつた。

②契約書第2条において、受託者は技術上の管理をする業務主任技術者を定めて県に通知するものとされているが、履行されていなかつた。

③遅延利息に関する事項が記載されていなかつた。

4) 産業廃棄物収集・運搬・処理業務契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号において委託契約書に含めることとされている事項についての条項の一部が設けられていなかつた。

(注意事項) なし

監査対象機関	県民生活部 県民生活センター
監査対象期間	令和3年9月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月6日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象機関	県民生活部 総合理工学研究機構
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月12日、11月30日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象機関	リニア未来創造局 リニア用地事務所
監査対象期間	令和3年8月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月4日、11月16日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象機関	総務部 職員研修所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月6日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件(給与1)	
1) 週休日の振替において、振替を行い勤務日となつた日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されていた。	
(注意事項) なし	

監査対象機関	総務部 総合県税事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月

監査実施日	令和4年11月24日、令和5年1月26日		
監査の結果			
(指摘事項) なし			
(指導事項) 3件 (収入1、給与2)			
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 単位：円			
	科目	令和3年度決算時	令和4年10月末現在
間接税	県たばこ税	8,059	0
直接税	個人県民税	553,669,551	442,089,667
	法人県民税	13,945,627	10,756,281
	個人事業税	26,684,180	19,413,020
	法人事業税	55,572,078	39,140,334
	不動産取得税	48,985,159	28,318,560
	自動車税種別割	36,724,361	19,425,949
	自動車税 (旧法による)	18,727,218	12,147,231
加算金		18,443,613	18,307,676
合計		772,759,846	589,598,718
2) 週休日に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。			
① やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を支給すべきところ、支給されていないものがあった。			
② 支給区分を誤り、過少に支払われているものがあった。			
3) 通勤手当の認定において、支給開始月を誤ったため、過少に支払われているものがあった。			
(注意事項) 1件 (契約1)			

監査対象機関	防災局 消防学校
監査対象期間	令和3年9月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月6日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	福祉保健部 中北保健福祉事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月30日、令和5年1月10日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (収入1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。	
[一般会計]	
父子福祉資金貸付金償還金 (元金)	
過年度分 先数 3件 4,695,000円	
[特別会計]	
① 母子福祉資金貸付金償還金 (元金)	
過年度分 25,082,089円 令和4年度分 54,750円 合計 先数 48件 25,136,839円	
② 母子福祉資金貸付金償還金 (利子)	
過年度分 先数 6件 268,505円	
③ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)	

<p>過年度分 先数 6件 2,276,031円</p> <p>④寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子)</p> <p>過年度分 先数 2件 83,292円</p> <p>(注意事項) なし</p>
--

監査対象機関	福祉保健部 峡東保健福祉事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月18日、12月22日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)</p> <p>過年度分 2,988,317円 令和4年度分 74,499円 合計 先数 6件 3,062,816円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)</p> <p>過年度分 先数 1件 98,321円</p> <p>(注意事項) 1件 (契約1)</p>	

監査対象機関	福祉保健部 峡南保健福祉事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月28日、令和5年1月10日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[一般会計]</p> <p>生活保護費返還金</p> <p>過年度分 22,521,768円 令和4年度分 3,014,361円 合計 先数 66件 25,536,129円</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)</p> <p>過年度分 3,946,645円 令和4年度分 212,202円 合計 先数 14件 4,158,847円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)</p> <p>過年度分 先数 1件 8,458円</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月29日、令和5年1月10日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件 (収入1、給与1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[一般会計]</p> <p>生活保護費返還金</p> <p>過年度分 28,548,596円 令和4年度分 273,978円 合計 先数 31件 28,822,574円</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)</p>	

過年度分 16,640,449円 令和4年度分 837,749円 合計 先数 35件 17,478,198円
②母子福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 先数 5件 147,339円
③父子福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 先数 1件 83,344円
④寡婦福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 842,709円 令和4年度分 61,130円 合計 先数 3件 903,839円
⑤寡婦福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 先数 1件 38,625円
2) 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。
①やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100（月の勤務時間が60時間を超えた部分については50/100）の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。また振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大支給されているものがあった。
②同一週内に振替ができなかったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた勤務があったとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100（月の勤務時間が60時間を超えた部分については50/100）の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に別の週の週休日を振り替えたことなどにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、時間外勤務手当が誤って支給されているものがあった。
(注意事項) なし

監査対象機関	福祉保健部 障害者相談所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月15日、令和5年1月16日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件（給与1）	
1) 週休日の振替において、振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されていた。	
(注意事項) なし	

監査対象機関	福祉保健部 あけぼの医療福祉センター
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月29日、12月23日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件（収入1、給与1）	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。	
①児童福祉施設費負担金 過年度分 1,545,909円 令和4年度分 109,290円 合計 先数 6件 1,655,199円	
②あけぼの医療福祉センター使用料 過年度分 2,295,667円 令和4年度分 81,476円 合計 先数 6件 2,377,143円	
2) 同一週内に週休日の振替ができず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えたため、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に祝日があったことや別の週の週休日を振り替えたことにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、時間外勤務手当が誤って支給されているものがあった。	

(注意事項) 1件 (契約1)

監査対象機関	福祉保健部 富士ふれあいセンター
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月5日、11月28日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 2件 (支出1、給与1) 1) 甲種防火管理新規講習会受講料に係る前渡資金の支払日が不必要に前倒しされていた。 2) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。 (注意事項) なし	

監査対象機関	福祉保健部 衛生環境研究所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月15日、令和5年1月16日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 2件 (給与2) 1) 同一週内に週休日の振替ができず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えたため、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に別の週の週休日を振り替えたことにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、過大に支給されているものがあつた。 2) 週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた際、休日勤務手当の支給がなされていなかった。 (注意事項) なし	

監査対象機関	福祉保健部 食肉衛生検査所
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月20日、11月22日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 1件 (給与1) 1) 時間外勤務手当について、次のとおり不備があつた。 ①週休日の振替において、振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されているものがあつた。 ②山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程第2条に規定する特例職場にて、勤務時間を割り振られた日における時間外勤務手当の支給区分に誤りがあり、過大に支給されているものがあつた。 (注意事項) 1件 (重点事項1)	

監査対象機関	福祉保健部 動物愛護指導センター
監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月6日
監査の結果	

(指摘事項) 1件 (重点事項1)

- 1) 毒物及び劇物の管理について、毒物及び劇物取締法第12条第3項において、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならないと定められているが、表示されていなかった。

(指導事項) 1件 (契約1)

- 1) 特別管理産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書及び産業廃棄物処分委託契約書において、受託業者は事業範囲を証する許可書の写しを県に提出し、本契約書に添付すると定められているが、履行されていなかった。

(注意事項) 1件 (重点事項1)

監査対象機関	福祉保健部 精神保健福祉センター
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月31日、11月29日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	子育て支援局 女性相談所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月6日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	子育て支援局 中央児童相談所
監査対象期間	令和3年8月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月4日、11月17日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	子育て支援局 都留児童相談所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月22日、令和5年1月17日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 3件 (給与3)	
1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。	
2) 住居手当について、届出の事実発生日が月の初日以外のため、翌月から支給開始と認定すべきところ、事実発生日の属する月から支給開始と誤って認定したことにより、過大に支給されているものがあつた。	
3) 会計年度任用職員の期末手当に係る社会保険料について、控除額に誤りがあり、雑部金残高が過大となつていた。	
(注意事項) なし	

監査対象機関	子育て支援局 甲陽学園
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月16日、令和5年1月24日

監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（収入1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>児童福祉施設費負担金</p> <p>過年度分 557,761円 令和4年度分 27,129円 合計 先数 5件 584,890円</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	子育て支援局 ころの発達総合支援センター
監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月6日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	子育て支援局 子ども心理治療センターうぐいすの杜
監査対象期間	令和3年9月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月6日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（収入1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>児童福祉施設費負担金</p> <p>過年度分 94,500円 令和4年度分 13,887円 合計 先数 2件 108,387円</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	林政部 森林総合研究所
監査対象期間	令和3年8月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月27日、11月30日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) なし</p> <p>(注意事項) 1件（重点事項1）</p>	

監査対象機関	環境・エネルギー部 富士山科学研究所（防災局と共管）
監査対象期間	令和3年7月～令和4年6月
監査実施日	令和4年9月30日、10月28日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 4件（支出1、給与2、重点事項1）</p> <p>1) 日本民俗学会負担金について、私費で支出していたことが判明したため、資金前渡の対象外として精算・れい入を行ったが、その間長期にわたり資金前渡職員の口座に滞留していた。</p> <p>2) 通勤手当の認定において、通勤届の決定事項欄の該当するものにレ印を付し、手当額の基準となる交通用具利用者の決定距離を記入することとなっているが、記入されていなかった。また、任命権者確認・決定欄に押印のないものがあった。</p> <p>3) 再任用職員の令和3年12月期末勤勉手当に係る社会保険料について、被保険者からは正しい保険料を徴収していたが、健康保険、厚生年金保険被保険者賞与支払届の額に誤りがあったため、予備監査日現在、差額分が雑部金に滞留していた。</p>	

4) 毒物及び劇物の管理について、毒物劇物管理簿（受払簿）が作成されていなかった。
(注意事項) 3件（給与1、契約1、重点事項1）

監査対象機関	産業労働部 計量検定所
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月19日、11月22日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	産業労働部 宝石美術専門学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月8日、12月21日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件（支出1、重点事項1）</p> <p>1) 電話料に係る資金前渡（見込払）について、契約変更に伴う残金が、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていた。</p> <p>2) 毒物及び劇物の管理について、次のとおり不備があった。</p> <p>①毒物・劇物保管庫について、その他の物から明確に区分された毒物・劇物専用とされていないものがあった。</p> <p>②鍵のない保管庫に保管されているものがあった。</p> <p>(注意事項) 1件（重点事項1）</p>	

監査対象機関	産業労働部 産業技術センター
監査対象期間	令和3年8月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月31日、11月30日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（給与1）</p> <p>1) 代休日を指定して勤務した休日の時間外勤務手当について、支給区分を誤り過大に支給されているものがあった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	産業労働部 産業技術短期大学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月20日、11月25日
監査の結果	
<p>(指摘事項) 1件（重点事項1）</p> <p>1) 毒物及び劇物の管理について、毒物及び劇物取締法第12条第3項において、劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び劇物については「劇物」の文字を表示しなければならないと定められているが、表示されていなかった。</p> <p>(指導事項) 3件（収入1、給与1、重点事項1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>授業料</p> <p>過年度分 695,000円 令和4年度分 175,000円 合計 先数 3件 870,000円</p> <p>2) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割</p>	

合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。
 3) 毒物及び劇物の管理について、毒物劇物管理簿（受払簿）が作成されていなかった。
(注意事項) なし

監査対象機関	産業労働部 峡南高等技術専門学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月9日、令和5年1月18日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	産業労働部 就業支援センター
監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月13日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	観光文化部 富士山世界遺産センター
監査対象期間	令和3年7月～令和4年6月
監査実施日	令和4年9月29日、10月28日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	観光文化部 美術館
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月17日、令和5年1月25日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	観光文化部 博物館
監査対象期間	令和3年8月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月21日、11月25日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 1件（給与1）	

監査対象機関	観光文化部 考古博物館（埋蔵文化財センターを含む）
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月9日、令和5年1月24日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 2件（収入1、給与1） 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 所蔵資料の所有権取得に係る損害賠償金 過年度分 先数 1件 657,580円 2) 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。	

<p>①割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき給与額の25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給することとなっているが、支給されていなかった。</p> <p>②やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。</p> <p>③振替を行い勤務日となった日の時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されているものがあった。</p> <p>(注意事項) 1件(重点事項1)</p>

監査対象機関	観光文化部 文学館
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月17日、令和5年1月25日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農政部 総合農業技術センター(高冷地野菜・花き振興センターを含む)
監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月2日、令和5年1月16日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 3件(給与2、財産1)</p> <p>1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。</p> <p>2) 旅費の支払において、JR往復同一区間かつ片道601km以上の乗車賃に対し、往復割引を適用していなかった。</p> <p>3) 貸付財産及び借受財産について、公有財産事務取扱規則第50条第2項及び第54条第2項に定める移動報告が行われていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	農政部 果樹試験場
監査対象期間	令和3年7月～令和4年6月
監査実施日	令和4年9月27日、10月27日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) なし</p> <p>(注意事項) 1件(重点事項1)</p>	

監査対象機関	農政部 専門学校農林大学校(林政部と共管)
監査対象期間	令和3年8月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月14日、11月15日
監査の結果	
<p>(指摘事項) 1件(重点事項1)</p> <p>1) 劇物について、所在不明となっているものがあった。</p>	

(指導事項) なし
(注意事項) なし

監査対象機関	農政部 東部家畜保健衛生所
監査対象期間	令和3年10月～令和4年6月
監査実施日	令和4年9月30日、10月27日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農政部 西部家畜保健衛生所
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月6日、11月15日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農政部 畜産酪農技術センター（長坂支所を含む）
監査対象期間	令和3年8月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月13日、11月17日
監査の結果	
<p>(指摘事項) 1件（収入1）</p> <p>1) 令和4年度の行政財産使用料について、予備監査日現在、調定されていないものがあった。 （合計152,063円）</p> <p>(指導事項) 1件（収入1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 家畜用飼料の単価供給契約不履行に伴う違約金 過年度分 先数 1件 250,722円</p> <p>(注意事項) 1件（重点事項1）</p>	

監査対象機関	農政部 水産技術センター（忍野支所を含む）
監査対象期間	令和3年7月～令和4年6月
監査実施日	令和4年9月29日、10月26日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（財産1）</p> <p>1) 取得用地に未登記のものがあった。 令和2年度以前の未登記 2筆</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	県土整備部 新環状道路建設事務所
監査対象期間	令和3年8月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月7日、10月12日、11月25日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) なし</p> <p>(注意事項) 1件（契約1）</p>	

監査対象機関	県土整備部 広瀬・琴川ダム管理事務所
監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月6日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p style="padding-left: 20px;">工事請負契約公正入札違約金</p> <p style="padding-left: 40px;">過年度分 先数 2件 14,067,323円</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	県土整備部 荒川ダム管理事務所
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月14日、11月29日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県土整備部 大門・塩川ダム管理事務所
監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月6日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県土整備部 深城ダム管理事務所
監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月6日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	中北教育事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月20日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	峡東教育事務所
監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月20日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件 (給与2)</p> <p>1) 現金支給に係る職員の給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延しているものがあった。</p> <p>2) 社会保険料に係る雑部金の出納に誤りがあり、残額が過大となっていた。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	峡南教育事務所
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月18日、11月16日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件（給与2）</p> <p>1) 児童手当の支給において、支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の児童手当は、支払期日でない月であっても、各月の8日に支払うものとされているが、支払われていないものがあった。</p> <p>2) 現金支給に係る職員の給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延しているものがあった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	富士・東部教育事務所
監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月20日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件（給与2）</p> <p>1) 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。</p> <p>①やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。</p> <p>②同一週内に振替ができなかったため、1週間の勤務が38時間45分を超えた勤務があったとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に祝日があったため、または別の週の週休日を振り替えたことにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、時間外勤務手当が誤って支給されているものがあった。</p> <p>③同一週内に振替ができなかったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に別の週の4時間の割振変更が行われていたため、時間外勤務手当が過大に支給されているものがあった。</p> <p>2) 現金支給に係る職員の給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延しているものがあった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	総合教育センター
監査対象期間	令和3年8月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月19日、11月22日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（給与1）</p> <p>1) 代休日を指定して勤務した休日の時間外勤務手当について、支給区分を誤り過大に支給されているものがあった。</p> <p>(注意事項) 1件（重点事項1）</p>	

監査対象機関	図書館
--------	-----

監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月16日、令和5年1月25日
監査の結果	
<p>(指摘事項) 1件(給与1)</p> <p>1) 扶養手当の認定において、認定対象とならない者を認定しており、過大に支給していたものがあった。(合計352,316円)</p> <p>(指導事項) 5件(給与4、物品1)</p> <p>1) 週休日の振替において、割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき給与額の25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。</p> <p>2) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養手当認定簿による認定・確認が行われていなかった。</p> <p>3) 通勤手当の認定において、手当額の決定にあたり、職員が公署より遠い駐車場を借りた場合は、公署まで一般に利用し得る最短の経路により認定すべきところ、駐車場までの距離により認定が行われ、過大に支給されているものがあった。</p> <p>4) 会計年度任用職員に係る期末手当支払の際に、控除する必要のない社会保険料を控除したため、予備監査日現在、雑部金に滞留していた。</p> <p>5) 図書等の管理において、不明・未返却資料が次のとおり認められた。</p> <p>①不明資料 平成30年度 19点 令和元年度 40点 令和2年度 28点 令和3年度 33点 令和4年度 36点 合計 156点</p> <p>②未返却資料 平成30年度 40点 令和元年度 89点 令和2年度 57点 令和3年度 139点 令和4年度 3,923点(132点) 合計 4,248点</p> <p>※令和4年度の()内は、未返却資料のうち返却期限が8月31日以前のもの</p> <p>(注意事項) 2件(給与1、契約1)</p>	

監査対象機関	北杜高等学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月8日、12月23日
監査の結果	
<p>(指摘事項) 1件(その他1)</p> <p>1) 収入に関する事務や支出に関する事務等、指導事項に該当する事務処理が多数あった。</p> <p>指導事項 5件(収入2、支出1、財産2)</p> <p>①直接収納した授業料について、財務規則第45条に定める現金の払込期限を遅延して払い込まれているものがあった。</p> <p>②財務規則第47条に基づき、歳入の徴収の事務を私人に委託しようとするときは、会計管理者に協議することとなっているが、生産物の売り払い代金の徴収に係る事務について会計管理者に協議が行われていなかった。</p> <p>③全国高等学校選抜スキー大会に係る前渡資金について、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていた。</p> <p>④自動販売機の設置を目的とした行政財産の貸付けについて、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていなかった。</p> <p>⑤鉄塔敷送電線下敷及び公衆電話設置に係る行政財産使用料について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため、過大に徴収していた。</p> <p>(指導事項) なし</p> <p>(注意事項) 2件(給与1、重点事項1)</p>	

監査対象機関	韮崎高等学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月13日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件(契約1)</p> <p>1) 廃棄物処理委託契約書において、契約解除に関する違約金条項が単価契約のものとなっていなかった。</p> <p>(注意事項) 2件(物品1, 重点事項1)</p>	

監査対象機関	韮崎工業高等学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月13日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件(収入1, 契約1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 高等学校等就学支援金の過大支給による返還金 過年度分 先数 1件 89,100円</p> <p>2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業務委託契約において、財務規則第137条第3項に規定する見積合わせが省略できる特別な理由に客観的な合理性がないにもかかわらず、単独随意契約としていた。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	甲府第一高等学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月13日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲府西高等学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月25日、11月29日
監査の結果	
<p>(指摘事項) 1件(重点事項1)</p> <p>1) 毒物及び劇物の管理について、毒物及び劇物取締法第12条第3項において、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならないと定められているが、表示されていないものがあった。</p> <p>(指導事項) なし</p> <p>(注意事項) 3件(収入1, 物品1, 重点事項1)</p>	

監査対象機関	甲府南高等学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月20日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	甲府東高等学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月20日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲府工業高等学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月25日、11月29日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 1件(重点事項1)	

監査対象機関	甲府城西高等学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月20日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲府昭和高等学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月20日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農林高等学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月20日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 1件(収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 学校開放に伴う照明施設電気料 令和4年度分 先数 1件 500円 (注意事項) 2件(契約1、重点事項1)	

監査対象機関	巨摩高等学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月26日、11月24日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	白根高等学校
監査対象期間	令和3年10月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月6日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	青洲高等学校（増穂商業高等学校、市川高等学校、峡南高等学校）
監査対象期間	令和3年11月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月26日、11月24日
監査の結果	
<p>（指摘事項） なし</p> <p>（指導事項） 2件（物品1、契約1）</p> <p>1）屋内運動場用物品購入において、次のとおり不備があった。</p> <p>① 5万円未満の物品の支出科目について、消耗品費とすべきところ、備品購入費として処理され、備品原簿に登録されていた。</p> <p>② 備品の予定価格の合計額が160万円を超えており入札とすべきところ、分割発注し随意契約としていた。</p> <p>2）増穂商業高等学校の閉校に伴う廃棄物の収集運搬及び処理処分の契約において、入札とすべきところ、特別な理由がないにもかかわらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び財務規則第137条第3項の規定による単独随意契約としていた。</p> <p>（注意事項） 2件（契約1、重点事項1）</p>	

監査対象機関	身延高等学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月6日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	笛吹高等学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月27日、11月22日
監査の結果	
<p>（指摘事項） なし</p> <p>（指導事項） 1件（重点事項1）</p> <p>1）毒物及び劇物の管理について、次のとおり不備があった。</p> <p>① 鍵のない保管庫に保管されているものがあった。</p> <p>② 毒物劇物管理簿（受払簿）が作成されていなかった。</p> <p>（注意事項） 1件（重点事項1）</p>	

監査対象機関	日川高等学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月6日
監査の結果	
<p>（指摘事項） なし</p> <p>（指導事項） なし</p> <p>（注意事項） 2件（物品1、重点事項1）</p>	

監査対象機関	山梨高等学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月27日、11月25日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	塩山高等学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月6日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（給与1）</p> <p>1) 通勤手当において、複数校に勤務する者については、1週間の勤務状況を基に、往路及び復路毎に通勤距離を算出し、その1日当たりの平均を支給根拠としての片道の通勤距離とするとされているが、1校の通勤距離のみで認定しているものがあつた。</p> <p>(注意事項) 1件（重点事項1）</p>	

監査対象機関	都留高等学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年9月
監査実施日	令和4年10月28日、11月28日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（収入1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>①会計年度任用職員報酬に係る返納金 過年度分 先数 1件 58,912円</p> <p>②行政財産使用に伴う電気料及び水道料 令和4年度分 先数 1件 33,016円</p> <p>(注意事項) 1件（重点事項1）</p>	

監査対象機関	上野原高等学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月6日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件（支出1、財産1）</p> <p>1) 前金払を行っている製氷機の保守点検業務委託について、財務規則第122条に定める検査調書等が作成されていなかった。</p> <p>2) 行政財産の使用許可において、使用料が改定されていたが、公有財産事務取扱規則第50条第2項に規定する移動報告が行われていないものがあつた。</p> <p>(注意事項) 1件（重点事項1）</p>	

監査対象機関	都留興譲館高等学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月6日
監査の結果	
(指摘事項) なし	

(指導事項) なし
(注意事項) 1件 (重点事項1)

監査対象機関	吉田高等学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月12日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	富士北稜高等学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月28日、11月28日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (重点事項1)	

監査対象機関	富士河口湖高等学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月12日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 2件 (契約1、重点事項1)	

監査対象機関	中央高等学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月12日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (財産1)	
1) 行政財産の使用許可において、使用料が改定されていたが、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていないものがあつた。	
(注意事項) なし	

監査対象機関	ひばりが丘高等学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月1日、12月21日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件 (給与2)	
1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあつた。	
2) 住居手当の認定において、住居手当支給上の家賃に含まれない共益費等を含んだ金額で手当額が算定されているものがあつた。	

(注意事項) 1件 (重点事項1)

監査対象機関	盲学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月1日、12月21日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 3件 (給与1, 物品1, 重点事項1) 1) 週休日の振替において、振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されていた。 2) 物品(暗所視支援眼鏡)の受入について、財務規則第144条第1項に規定する出納通知が行われていなかった。 3) 毒物及び劇物の管理について、毒物劇物管理簿(受払簿)が作成されていなかった。 (注意事項) 1件 (契約1)	

監査対象機関	ろう学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月12日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 1件 (重点事項1)	

監査対象機関	甲府支援学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月12日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 1件 (重点事項1)	

監査対象機関	あけぼの支援学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月12日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 1件 (給与1) 1) 扶養手当について、支給開始時期を修正していたが、扶養手当認定簿による認定・確認が行われていなかった。 (注意事項) 1件 (重点事項1)	

監査対象機関	わかば支援学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月12日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	やまびこ支援学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月12日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 1件（重点事項1）	

監査対象機関	富士見支援学校
監査対象期間	令和3年8月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月12日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 1件（重点事項1）	

監査対象機関	ふじざくら支援学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月2日、12月21日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 1件（契約1） 1）単価契約であるスクールバスの運行管理業務委託（増便分）に係る契約書において、契約解除に関する違約金条項が単価契約のものとなっていなかった。 (注意事項) 1件（重点事項1）	

監査対象機関	かえで支援学校
監査対象期間	令和3年11月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月12日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	高等支援学校桃花台学園
監査対象期間	令和3年11月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月2日、12月22日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	特別支援学校うぐいすの杜学園
監査対象期間	令和3年11月～令和4年10月
監査実施日	令和5年1月12日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲府警察署
監査対象期間	令和3年10月～令和4年8月

監査実施日	令和4年11月10日、令和5年1月24日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	南甲府警察署
監査対象期間	令和3年9月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月13日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	南アルプス警察署
監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月13日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲斐警察署
監査対象期間	令和3年9月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月13日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	北杜警察署
監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月13日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (契約1)	

監査対象機関	鯉沢警察署
監査対象期間	令和3年10月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月10日、令和5年1月18日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	南部警察署
監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月6日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	笛吹警察署
監査対象期間	令和3年9月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月13日

監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	日下部警察署
監査対象期間	令和3年10月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月11日、12月22日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	富士吉田警察署
監査対象期間	令和3年10月～令和4年8月
監査実施日	令和4年11月11日、令和5年1月17日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	大月警察署
監査対象期間	令和3年9月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月13日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	上野原警察署
監査対象期間	令和3年10月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月13日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

第2 令和4年度の定例監査の実施状況

令和4年度の定例監査の実施状況は、上期公表分(令和4年11月29日発行(山梨県公報号外第51号))と今回の結果を合わせ、下表のとおりである。

1 定例監査機関一覧表

令和4年度の定例監査対象機関数は、271機関で、前年度と比べ5機関増加している。

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
感染症対策センター	3			3
知事政策局	7	2		9
スポーツ振興局	1			1
県民生活部	6	6	1	13
男女共同参画・共生社会推進統括官	1			1
リニア未来創造局	2	1		3
総務部	9	2		11
防災局	3	1		4
福祉保健部	7	11		18
子育て支援局	2	6		8
林政部	5	5		10
環境・エネルギー部	4	1		5
産業労働部	5	6		11
観光文化部	6	5	1	12
農政部	9	14		23
県土整備部	15	13		28
出納局	3			3
企業局	3	4		7
教育委員会	9	47		56
議会事務局	1			1
行政委員会	3			3
警察本部	29	12		41
合計	133	136	2	271

※参考 令和3年度監査箇所数

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
合計	129	135	2	266

2 監査の結果

令和4年度の定例監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項ごとの区分の集計は、下表のとおりである。

令和4年度実施分 A

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		2	1	1					4	2	10
指導事項		64	13	67	12	20	16	1	7		200
注意事項		6	5	6	6		26	2	33		84
合計	0	72	19	74	18	20	42	3	44	2	294

令和3年度実施分 B

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		3		1		1	2				7
指導事項		68	8	26	6	24	27		43		202
注意事項		3	9	4	1	3	31	2			53
合計	0	74	17	31	7	28	60	2	43	0	262

令和4年度と令和3年度との対比 A-B

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		▲ 1	1			▲ 1	▲ 2		4	2	3
指導事項		▲ 4	5	41	6	▲ 4	▲ 11	1	▲ 36		▲ 2
注意事項		3	▲ 4	2	5	▲ 3	▲ 5		33		31
合計	0	▲ 2	2	43	11	▲ 8	▲ 18	1	1	2	32

第3 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、令和4年度における監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。

1 総括的意見

(1) 財務事務の適正な執行について

令和4年度の定例監査結果を前年度と比較すると、全体では指導事項が2件減少したものの、指摘事項が3件、注意事項が31件、全体で32件増加している。

このうち指摘事項については、国庫補助金の支出や国庫交付金の収入に係る不適切な事務処理が確認された。

また、指導事項については、今年度も多数の機関で、振替や代休に係る時間外勤務手当の不適切な事務処理が確認された。

こうした事務処理ミスの防止に向けて、管理職員や担当職員の補助金・交付金事務手続や給与制度等への一層の理解促進、内部統制制度の適切な運用によるチェック体制の強化、また、システム改修等による事務処理方法の抜本的な改善などに取り組み、財務事務の適正な執行に努められたい。

(2) 毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物は、試験研究機関や県立学校などを中心に多くの出先機関で保有しており、試験・研究、実験・実習などの業務に活用されていた。

一方、毒物及び劇物取締法で定められている表示が行われていない機関が散見され、また、多くの機関で保管庫の鍵の管理簿が作成されていないなど、管理について一定の不備が確認された。

毒物及び劇物は万が一盗難や流出などの事故が発生した場合、人体や周辺環境に甚大な被害が生じる可能性があることを充分認識し、法令などを遵守し、適切な管理に努められたい。